

「健康優良企業」認定制度実施要領

(目的)

第1条 健康宣言を行い健康経営^{※1}に取り組む企業等を「健康優良企業」として認定することにより、企業における従業員等（事業主、雇用者、並びに被扶養者を指す。以下同じ。）の健康に配慮した経営を促進することを目的とする。

※1 健康経営[※]とは、NPO 法人健康経営研究会の登録商標であり、「企業が従業員の健康に配慮することによって、経営面においても大きな成果が期待できる」との基盤に立って、健康管理を経営的な視点から考え、戦略的に実践することを意味しています。

(「健康宣言」登録できる企業等)

第2条 「健康宣言」登録することができる者は、健康保険組合の保険者に加入する企業、法人、団体及び個人事業所（以下「企業等」という。）とする。

(「健康宣言 STEP 1」登録手続き)

第3条 「健康宣言」の登録を希望する企業等は、「職場チェックシート（STEP 1用）」（様式1）により健康課題を把握し、宣言する取組みを決定したうえで「健康宣言STEP 1応募用紙」（様式2）を加入する保険者を經由し、健康保険組合連合会埼玉連合会（以下「埼玉連合会」という。）に提出するものとする。

2 提出を受けた保険者及び埼玉連合会は、申込み内容の審査を行い、適当と認められる場合には埼玉連合会は「健康宣言STEP 1宣言証（様式3）」を交付する。

3 「健康宣言STEP 1」の登録日は、前項の交付日とする。

(「健康宣言 STEP 1」取組み状況の報告)

第4条 「健康宣言」の登録を行い、宣言証の交付を受けた企業等（以下「宣言企業」という。）は、登録日から起算して10か月以上の取組みを実施したうえで、登録日から起算して1年経過後の月の月末までに「STEP 1健康宣言実施結果確認シート」（様式4）により、取組み実施状況を加入する保険者を經由し、埼玉連合会に報告するものとする。

また、第6条による「健康優良企業認定証STEP 1」の交付を受けた宣言企業は、当該認定日から起算して2年10か月以上の取組みを実施したうえで、「STEP 1健康宣言実施結果確認シート」により報告をするものとする。

2 提出を受けた保険者及び埼玉連合会は「STEP 1健康宣言実施結果確認シート」のほか、取組み実施の確認に必要な資料の提出を求めることができる。

3 提出を受けた保険者及び埼玉連合会は必要に応じて、訪問等により取組みの実施状況の確認を行う。

(「健康宣言 STEP 1」登録期間)

第5条 「健康宣言 STEP 1」の登録期間は、登録日から起算して1年経過後の月の末

日まで(注)とする。ただし、前条の定めにより「STEP 1 健康宣言実施結果確認シート」の提出があった場合は、登録期間を1年間延長することができる。

なお、第6条による「健康優良企業認定証STEP 1」の交付を受けた宣言企業で「STEP 1 健康宣言実施結果確認シート」の提出があった場合は、当該認定日から起算して3年経過後の月の末まで登録期間を延長することができる。

(注) 登録が12月10日の場合、12月10日から翌年の12月末日まで

(「健康宣言 STEP 1」取組みの認定)

第6条 保険者及び埼玉連合会は、提出された「STEP 1 健康宣言実施結果確認シート」及び取組実施の確認に必要な資料により「評価基準と確認方法 STEP 1 (別紙1)」に基づき実施結果の審査及び評価を行い、「STEP 1 健康宣言実施結果確認シート」の各取組分野における取組が以下のとおりであり、「5その他の取組み」の点数を加えた合計点数が80点以上の場合は、健康優良企業と認定し、埼玉連合会は当該企業等に「健康優良企業認定証STEP 1」(様式5)を交付する。

- (1)「経営理念(経営者の自覚)と法令順守」の質問項目①及び「従業員の健康課題の把握と必要な対策と検討」の質問項目②から③が取り組まれていること
- (2)「従業員の健康課題の把握と必要な対策と検討」の質問項目④から⑤のうち1項目以上取り組まれていること
- (3)「健康経営の実践に向けた環境整備」の質問項目⑥から⑧のうち1項目以上取り組まれていること
- (4)「従業員の心と体の健康づくり」の質問項目⑨から⑩のうち1項目以上取り組まれていること

(「健康優良企業認定証STEP 1」の有効期間)

第7条 「健康優良企業認定証STEP 1」の有効期間は、認定した日から起算して3年経過後の月の末日までとする。ただし、第4条の定めにより「STEP 1 健康宣言実施結果確認シート」の提出があり、前条の認定基準に該当した場合は、有効期間を3年間延長することができる。

(「健康宣言 STEP 2」登録手続き)

第8条 「健康優良企業認定証STEP 1」の交付を受けた企業等は、「健康宣言STEP 2」の登録をすることができる。

- 2 「健康宣言STEP 2」の登録を希望する企業等は、「職場チェックシート(STEP 2用)」(様式6)により健康課題を把握し、宣言する取組みを決定したうえで「健康宣言STEP 2応募用紙」(様式7)を加入する保険者を經由し、埼玉連合会に提出するものとする。
- 3 提出を受けた保険者及び埼玉連合会は、申込み内容の審査を行い、適当と認められる場合には埼玉連合会は「健康宣言STEP 2宣言証」(様式8)を交付する。

4 「健康宣言STEP2」の登録日は、前項の交付日とする。

(「健康宣言STEP2」取組み状況の報告)

第9条 「健康宣言STEP2」の登録を行い、宣言証の交付を受けた企業等（以下「宣言企業」という。）は、登録日から起算して10か月以上の取組を実施したうえで、登録日から起算して1年経過後の月の末日までに、「STEP2健康宣言実施結果確認シート」（様式9）により、取組み実施状況を加入する保険者を經由し、埼玉連合会に報告するものとする。

また、第11条による「健康優良企業認定証STEP2」の交付を受けた宣言企業は、当該認定日から起算して2年10か月以上の取組みを実施したうえで、「STEP2健康宣言実施結果確認シート」により報告をするものとする。

2 提出を受けた保険者及び埼玉連合会は、「STEP2健康宣言実施結果確認シート」のほか、取組み実施の確認に必要な資料の提出を求めることができる。

3 提出を受けた保険者及び埼玉連合会は必要に応じて、訪問等により取組みの実施状況の確認を行う。

(「健康宣言STEP2」登録期間)

第10条 「健康宣言STEP2」の登録期間は、登録日から起算して1年経過後の月の末日までとする。ただし、前条の定めにより「STEP2健康宣言実施結果確認シート」の提出があった場合は、登録期間を1年間延長することができる。

なお、第11条による「健康優良企業認定証STEP2」の交付を受けた宣言企業で「STEP2健康宣言実施結果確認シート」の提出があった場合は、当該認定日から起算して3年経過後の月の末まで登録期間を延長することができる。

(「健康宣言STEP2」取組みの認定)

第11条 保険者及び埼玉連合会は、提出された「STEP2健康宣言実施結果確認シート」及び取組実施の確認に必要な資料により「評価基準と確認方法STEP2（別紙2）」に基づき審査を行い、「STEP2健康宣言実施結果確認シート」の各取組分野における取組が以下のとおりであり、「5その他の取組み」の点数を加えた合計点数が80点以上の場合は、健康優良企業と認定し、埼玉連合会は当該企業等に「健康優良企業認定証STEP2」（様式10）を交付する。

(1)「経営理念（経営者の自覚）と法令順守」の質問項目①及び「従業員の健康課題の把握と必要な対策と検討」の質問項目②から③が取り組まれていること

(2)「従業員の健康課題の把握と必要な対策と検討」の質問項目④から⑥のうち1項目以上取り組まれていること

(3)「健康経営の実践に向けた環境整備」の質問項目⑦から⑩のうち1項目以上取り組まれていること

(4)「従業員の心と体の健康づくり」の質問項目⑪から⑭のうち1項目以上取り組まれていること

(「健康優良企業認定証STEP2」の有効期間)

第12条 「健康優良企業認定証STEP2」の有効期間は、認定した日から起算して3年経過後の月の末日までとする。ただし、第9条の定めにより「STEP2健康宣言実施結果確認シート」等の提出があり、前条の認定基準に該当した場合は、有効期間を3年間延長することができる。

2 「健康宣言」の認定フローは、別紙3のとおりとする。

(宣言企業が取組むこと)

第13条 宣言企業は、従業員等への健康づくりに関して、以下の取組みを行うものとする。

- (1) 健診（特定健診・事業者健診等の推進及び事業者健診結果の保険者への提供）
- (2) 保険者が行う特定保健指導
- (3) 健康課題の把握
- (4) 健康経営の実践に向けた環境整備
- (5) 食生活の改善
- (6) 運動機会の拡大
- (7) 受動喫煙対策
- (8) 感染症予防
- (9) 長時間労働対策
- (10) メンタルヘルス対策

(宣言企業への支援)

第14条 保険者及び埼玉連合会は、宣言企業の行う従業員等への健康づくりに関する取組みに対し、次に掲げる支援に努めるものとする。

- (1) 企業等が健康宣言をすることで、健康経営・健康づくりに積極的に取り組んでいることを広報すること。
- (2) 企業等が健康優良企業の認定を受けることで、健康経営・健康づくりに積極的に取り組んでいることを広報すること。
- (3) 健康経営・健康づくりの推進に関する情報提供をすること。
- (4) その他、健康経営・健康づくりの推進のための支援すること。

(登録内容変更の届出)

第15条 宣言企業は、企業等の名称又は所在地に変更があったときは、速やかに「健康宣言登録内容変更届」（様式11）を加入する保険者を經由し、埼玉連合会に届け出るものとする。

2 提出を受けた保険者及び埼玉連合会は変更内容の確認を行い、埼玉連合会は、再交付年月日を明記した「健康宣言STEP1宣言証」、「健康宣言STEP2宣言証」、「健康優良企業認定証STEP1」又は「健康優良企業認定証STEP2」を交付する。

(紛失による再発行)

第16条 宣言企業は、宣言証又は認定証を紛失し、再発行を希望する場合は、「健康宣言宣言証・健康優良企業 認定証再発行届」(様式12)を加入する保険者を經由し、埼玉連合会に届け出るものとする。

2 提出を受けた保険者及び埼玉連合会は依頼内容の確認を行い、埼玉連合会は、「健康宣言STEP1宣言証」、「健康宣言STEP2宣言証」、「健康優良企業認定証STEP1」又は「健康優良企業認定証STEP2」を交付する。

(登録又は認定の辞退)

第17条 宣言企業は、登録又は認定を継続できなくなった場合は、「健康宣言登録(認定)辞退届」(様式13)に宣言証又は健康優良企業認定証を添えて加入する保険者を經由し、埼玉連合会に提出することにより、登録又は認定を辞退するものとする。

(登録又は認定の抹消)

第18条 保険者及び埼玉連合会は、宣言企業が「健康宣言STEP1宣言証」、「健康宣言STEP2宣言証」、「健康優良企業認定証STEP1」又は「健康優良企業認定証STEP2」の有効期間を延長しなかった場合や明らかに本制度の趣旨に反する場合など、登録又は認定を継続することが適当でないと判断した場合は、その登録又は認定を抹消することができる。

(その他)

第19条 この要領に定めのないものは、別途協議のうえ定めるものとする。

附則

この要領は平成28年11月22日から施行する。

附則

この要領は平成29年7月28日から施行する。

附則

この要領は令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は令和6年1月1日から施行する。

別紙1（第6条関係）

評価基準と確認方法（STEP1）

1. 「STEP1健康宣言実施結果確認シート」が有効期限内に提出されていること
2. 「できている・概ねできている・できていない」の評価が基準を満たしていること
(1) 評価が「できている・できていない」の2種類の場合

評価	基準
できている	確認内容について100%の取組ができている
できていない	確認内容について100%の取組ができていない

- (2) 評価が「できている・概ねできている・できていない」の3種類の場合

評価	基準
できている	確認内容について75%以上の取組ができている
概ねできている	確認内容について50%以上の取組ができている
できていない	確認内容について50%以上の取組ができていない

※結果確認シートに基準が示されている場合は、その基準により評価を行う。

※取組割合算出において、確認内容の「その他取組み」は分母に含めないものとする。

※確認内容に記載のある取組以外が、その他の健康づくりへの取組として記載されていた場合、その取組が該当する質問項目における確認内容に相当する時は、該当する質問項目の確認内容の1つと置き換えることができるものとする。

※その他の健康づくりへの取組について、その取組が該当する質問項目における確認内容に相当するかどうかは、保険者及び埼玉連合会が評価を行って決定する。

3. 確認内容において「★」が付いているチェック項目及びその他の健康づくりへの取組は、添付書類により取組内容を確認すること。また、確認内容に「★」が付いていない項目であっても、必要に応じて添付書類を求めて確認すること。
4. 取組内容が以下の基準を満たしていること。
 - (1)「経営理念（経営者の自覚）と法令順守」の質問項目①及び「従業員の健康課題の把握と必要な対策と検討」の質問項目②から③が取り組まれていること
 - (2)「従業員の健康課題の把握と必要な対策と検討」の質問項目④から⑤のうち1項目以上取り組まれていること
 - (3)「健康経営の実践に向けた環境整備」の質問項目⑥から⑧のうち1項目以上取り組まれていること
 - (4)「従業員の心と体の健康づくり」の質問項目⑨から⑩のうち1項目以上取り組まれていること

※取り組まれているとは、「概ねできている」または「できている」と評価される状態をいう。

5. 合計点数が80点以上であること

別紙2（第11条関係）

評価基準と確認方法（STEP2）

1. 「STEP2健康宣言実施結果確認シート」が有効期限内に提出されていること
2. 「できている・概ねできている・できていない」の評価が基準を満たしていること
(1) 評価が「できている・できていない」の2種類の場合

評価	基準
できている	確認内容について100%の取組ができている
できていない	確認内容について100%の取組ができていない

- (2) 評価が「できている・概ねできている・できていない」の3種類の場合

評価	基準
できている	確認内容について75%以上の取組ができている
概ねできている	確認内容について50%以上の取組ができている
できていない	確認内容について50%以上の取組ができていない

※結果確認シートに基準が示されている場合は、その基準により評価を行う。

※取組割合算出において、確認内容の「その他取組み」は分母に含まないものとする。

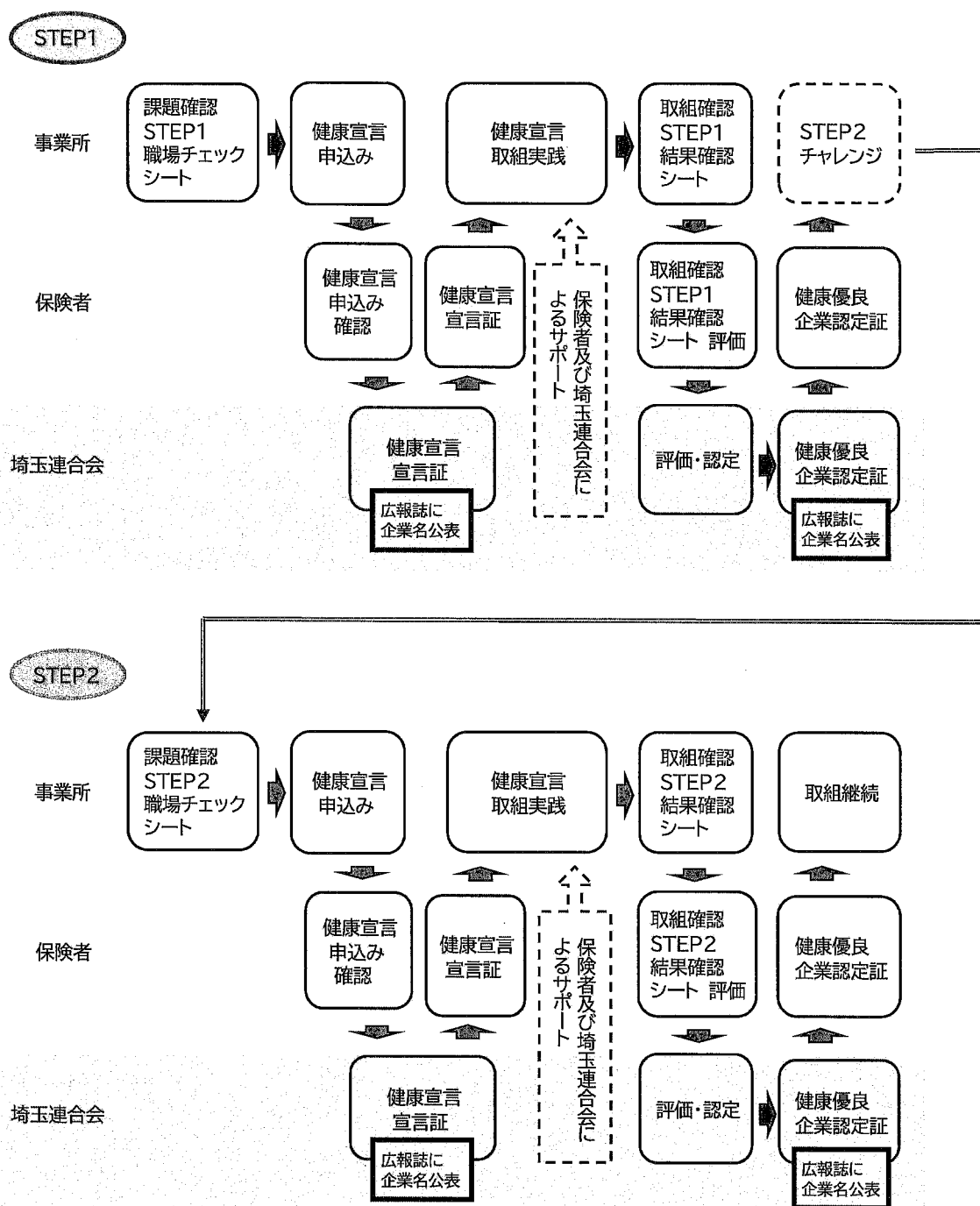
※確認内容に記載のある取組以外が、その他の健康づくりへの取組として記載されていた場合、その取組が該当する質問項目における確認内容に相当する時は、該当する質問項目の確認内容の1つと置き換えることができるものとする。

※その他の健康づくりへの取組について、その取組が該当する質問項目における確認内容に相当するかどうかは、保険者及び埼玉連合会が評価を行って決定する。

3. 確認内容において「★」が付いているチェック項目及びその他の健康づくりへの取組は、添付書類により取組内容を確認すること。また、確認内容に「★」が付いていない項目であっても、必要に応じて添付書類を求めて確認すること。
4. 取組内容が以下の基準を満たしていること。
 - (1)「経営理念（経営者の自覚）と法令順守」の質問項目①及び「従業員の健康課題の把握と必要な対策と検討」の質問項目②から③が取り組まれていること
 - (2)「従業員の健康課題の把握と必要な対策と検討」の質問項目④から⑥のうち1項目以上取り組まれていること
 - (3)「健康経営の実践に向けた環境整備」の質問項目⑦から⑩のうち1項目以上取り組まれていること
 - (4)「従業員の心と体の健康づくり」の質問項目⑪から⑭のうち1項目以上取り組まれていること
5. 合計点数が80点以上であること。

※取り組まれているとは、「概ねできている」または「できている」と評価される状態をいう。

別紙3（第12条第2項関係）
健康宣言 認定フロー



(様式 1 1)

健康宣言登録内容変更届

年 月 日

(保険者)

健康保険組合理事長 様

登録番号

事業所名

代表者名

印

下記のとおり、健康宣言登録内容の変更を届け出ます。

記

事業所名

旧	新

事業所の所在地

旧	新

以上

(様式 1 2)

健康宣言 宣言の証・健康優良企業 認定証再発行届

年 月 日

(保険者)

健康保険組合理事長 様

登録番号

事業所名

代表者名



年 月 日付で交付のあった健康宣言 宣言証・健康優良企業 認定証 を下記の理由により紛失したので、その旨を届け出るとともに、再発行を依頼します。
今後は、紛失することがないように保管管理を徹底します。

記

1. 再発行するもの

- ☐ 健康宣言 宣言証 STEP 1
- ☐ 健康宣言 宣言証 STEP 2
- ☐ 健康優良企業 認定証 STEP 1
- ☐ 健康優良企業 認定証 STEP 2

2. 紛失理由

--

(様式13)

健康宣言登録（認定）辞退届

年 月 日

(保険者)

健康保険組合理事長 様

登録番号

事業所名

代表者名

印

年 月 日付で交付のあった健康宣言登録について、下記の理由により辞退します。

記

辞退の理由

--

添付書類

- ・健康宣言 宣言証
- ・健康優良企業 認定証

※上記代表者名は、次のとおり読替えることができるものとする。

- ・登録を受けた者の死亡に伴い廃業となる場合は、その相続人
- ・法人が合併その他の事由により消滅し、又は解散した場合は、その役員であった者、破産管財人又は精算人